

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域医療の拡充について

① 医療の整備目標策定

厚生労働省から「医療計画の作成指針」が示され、都道府県では2013（平成25）年度からの医療計画（5か年計画）の策定作業を2012（平成24）年度に行うこととなっている。現在、大きな課題となっている第2次医療圏における救急診療や夜間・休日診療体制、周産期医療・小児医療体制、災害時の医療提供体制について、整備目標を立てること。また、医師不足や地域別偏在を是正すること。

（回答）

都道府県では、医療法に基づき、国の基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて医療計画を定めるものとされています。

本府では、現在、平成25年度を始期とする次期保健医療計画の策定に向け、二次医療圏毎に設置した保健医療協議会での協議等も踏まえ、取り組みを進めているところです。

次期保健医療計画では、医療法に規定する5疾病・4事業（本府はへき地が存在しないためへき地の医療を除く4事業）及び在宅医療に関し、地域の医療提供体制の現状把握、課題抽出、課題の解決に向けた施策方向の明示とともに目標値の設定を行い、その達成に向け、PDCAサイクルを効果的に機能させながら取り組みを進めていく予定です。

また、医師不足の課題解決には、医師の養成や病院勤務医の負担軽減、医療資源の集約化・重点化など、国・府・病院設置者による総合的な取り組みが必要です。

本府としては、産科・周産期医療や小児救急医療提供体制の集約化・重点化の取り組みを進めるとともに、救急・周産期等の分野における医師確保支援を目的とした地域医療確保修学資金等貸与事業を実施しています。また、平成23年度より、地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながら、地域や診療科間のバランスの取れた医師確保の推進に取り組むため、地域医療支援センター運営事業を実施しています。

今後も国の動向や広域自治体としての役割等を踏まえ、大学や市町村、医療関係者などで構成する医療対策協議会の意見も伺いながら、本府の実情に適した効果的な医師確保策を検討するとともに、国に対しては、計画的な医師養成の推進や、地域において必要な医師確保策の拡充等について、引き続き要望していきます。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 医療対策課